



徳島労働局発表  
令和4年9月29日

担当 徳島労働局労働基準部監督課  
監督課長 五十嵐勇樹  
主任監察監督官 高島真由美  
電話 088-652-9163

## 令和3年に実施した監督指導実施状況 ～約890事業場に労働基準関係法令違反～

徳島労働局（局長 伊藤浩之）は、令和3年に県内4つの労働基準監督署が実施した監督指導実施状況を取りまとめました。

### <実施状況のポイント>

■ 令和3年に実施した定期監督等事業場数は

1,406事業場

このうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は

887事業場

あり、その割合は

63.1%

でした。（別添資料2、グラフ参考）

■ 業種別に見ると、

清掃・と畜業（80.0%）、接客娯楽業（74.1%）、保健衛生業（71.9%）、商業（69.5%）の順に違反の割合が高くなっています。（別添資料、表2参考）

■ 主要な違反は、

- ・「安全基準」に関する違反・・・261事業場（18.6%）
- ・「労働時間」に関する違反・・・176事業場（12.5%）
- ・「割増賃金」に関する違反・・・160事業場（11.4%）
- ・「年次有給休暇管理簿」に関する違反・・・128事業場（9.1%）
- ・「労働条件の明示」に関する違反・・・118事業場（8.4%）
- ・「年次有給休暇」に関する違反・・・118事業場（8.4%）

となっています。（別添資料、表3参考）

■ 業種ごとの主な違反を見ると、

- ・清掃・と畜業・・・労働時間（50.0%）
- ・接客娯楽業・・・健康診断（21.2%）
- ・保健衛生業・・・割増賃金（19.0%）
- ・商業・・・割増賃金（21.1%）

となっています。（別添資料、表4参考）

### ＜当局の監督指導方針＞

- 長時間労働の是正、過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導を徹底します。また、時間外労働協定を適正に締結するよう関係労使に周知するとともに、1か月80時間を超える時間外労働・休日労働の疑いがある事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を徹底します。
- 罰則付き時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定等が盛り込まれた、働き方改革関連法の適正な履行確保に向けて、あらゆる機会を通じて事業主等に対して法制度の周知を図るとともに、県内すべての監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、きめ細やかな相談・支援を、また企業のご希望により訪問しての支援を行います。
- 重大・悪質な法違反が認められた事業場については、厳正に対処します。
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行い、労働時間管理の適正化を啓発し、賃金不払残業の防止を図ります。

(詳細は別添 別添資料 1、2 を参照)

## 定期監督等における主な違反の事例

## (1) 労働基準法関係

## ① 労働時間〔労働基準法第32条・40条〕

## 〔事例〕

時間外又は休日労働に関する協定書（通称「36協定（読み：さぶろくきょうてい）」）を労働基準監督署に届けることなく法定労働時間を超えて労働させた。

時間外又は休日労働に関する協定により延長できる時間の限度を超えて時間外労働をさせた。

## ② 割増賃金〔労働基準法第37条〕

## 〔事例〕

時間外労働及び休日労働を行なわせているのに、法定の計算による割増賃金（通常賃金の2割5分以上、休日の場合は3割5分以上）を支払わなかった。

## ③ 年次有給休暇〔労働基準法第39条〕

## 〔事例〕

年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者に対し、そのうちの5日を基準日（年休発生日）から1年以内に、労働者ごとに時季を指定して与えていなかった。

## ④ 労働条件の明示〔労働基準法第15条〕

## 〔事例〕

労働契約の締結に際し、労働契約の期間や労働時間、賃金に関することなどを書面を交付する方法で明示していなかった。

## ⑤ 年次有給休暇管理簿〔労働基準法施行規則第24条の7〕

## 〔事例〕

労働者ごとに、年次有給休暇を与えた時季、日数、基準日を記載する年次有給休暇管理簿を作成していなかった。

## (2) 労働安全衛生法関係

## ① 安全基準〔労働安全衛生法第20、21及び23条等〕

## 〔事例〕

手すりがない足場等安全基準を満たしていない設備や有効な安全装置が保持されていない機械を労働者に使用させ、危険防止措置を講じていなかった。

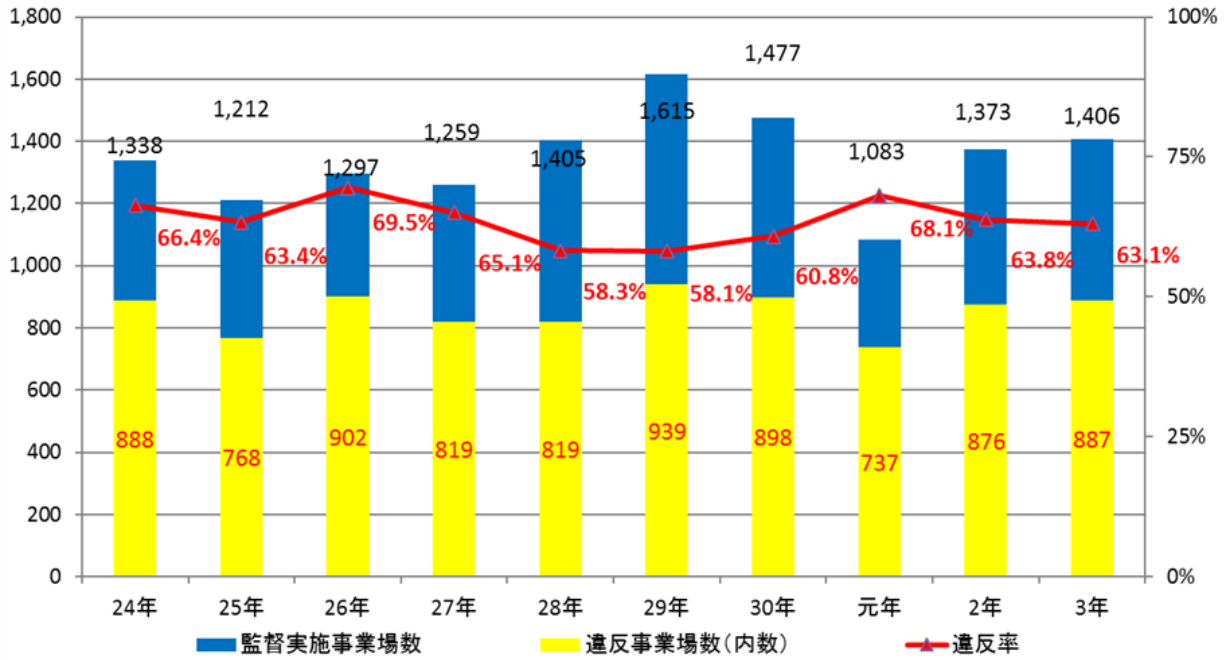
## ② 健康診断〔労働安全衛生法第66条〕

## 〔事例〕

常時使用する労働者について、1年に1回、定期健康診断を実施していなかった。

深夜業（22時～5時）に従事する労働者について、6月以内ごとに1回、定期健康診断を実施していなかった。

統計資料



年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
監督実施事業場数	1,338	1,212	1,297	1,259	1,405	1,615	1,477	1,083	1,373	1,406
うち違反事業場数	888	768	902	819	819	939	898	737	876	887
割合	66.4%	63.4%	69.5%	65.1%	58.3%	58.1%	60.8%	68.1%	63.8%	63.1%

業種	年	令和2年			令和3年			増減		
		監督事業場数	うち違反事業場数	割合	監督事業場数	うち違反事業場数	割合	監督事業場数	うち違反事業場数	割合(%)
清掃・と畜業		24	19	79.2%	20	16	80.0%	-4	-3	0.8
接客娯楽業		79	53	67.1%	85	63	74.1%	6	10	7.0
保健衛生業		82	59	72.0%	153	110	71.9%	71	51	-0.1
商業		217	142	65.4%	128	89	69.5%	-89	-53	4.1

監督実施年		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
監督実施事業場数		1,615	1,477	1,083	1,373	1,406
うち違反事業場数 (割合)		939 58.1%	898 60.8%	737 68.1%	876 63.8%	887 63.1%
主な労働基準関係法令違反の内訳	労働時間	211 13.1%	188 12.7%	216 19.9%	154 11.2%	176 12.5%
	割増賃金	149 9.2%	153 10.4%	141 13.0%	107 7.8%	160 11.4%
	労働条件 の明示	131 8.1%	125 8.5%	137 12.7%	117 8.5%	118 8.4%
	年次有給休暇	2 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	35 2.5%	118 8.4%
	年次有給休暇 管理簿	— —	— —	16 1.5%	43 3.1%	128 9.1%
	安全基準	285 17.6%	211 14.3%	154 14.2%	263 19.2%	261 18.6%
	健康診断	139 8.6%	148 10.0%	90 8.3%	96 7.0%	97 6.9%

※上段は違反事業場数、下段は監督指導したうちの違反事業場の割合

※年次有給休暇管理簿は令和元年（平成31年4月）から法令改正により規定された

業種	清掃・と畜業		接客娯楽業		保健衛生業		商業		
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	
監督実施事業場数	24	20	79	85	82	153	217	128	
うち違反事業場数	19 79.2%	16 80.0%	53 67.1%	63 74.1%	59 72.0%	110 71.9%	142 65.4%	89 69.5%	
主な労働基準関係法令違反の内訳	労働時間	7 29.2%	10 50.0%	14 17.7%	17 20.0%	17 20.7%	21 13.7%	35 16.1%	26 20.3%
	割増賃金	5 20.8%	4 20.0%	10 12.7%	16 18.8%	18 22.0%	29 19.0%	25 11.5%	27 21.1%
	労働条件 の明示	3 12.5%	5 25.0%	24 30.4%	17 20.0%	9 11.0%	14 9.2%	43 19.8%	16 12.5%
	年次有給 休暇	2 8.3%	8 40.0%	2 2.5%	16 18.8%	1 1.2%	25 16.3%	15 6.9%	21 16.4%
	年次有給 休暇管理簿	2 8.3%	2 10.0%	12 15.2%	13 15.3%	0 0%	28 18.3%	9 4.1%	13 10.2%
	安全基準	3 12.5%	3 15.0%	1 1.3%	1 1.2%	0 0%	1 0.7%	5 2.3%	2 1.6%
	健康診断	1 4.2%	1 5.0%	14 17.7%	18 21.2%	5 6.1%	12 7.8%	40 18.4%	17 13.3%

※上段は違反事業場数、下段は監督指導したうちの違反事業場の割合